

松江市外郭団体等に対する関わり方の基本方針

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基本方針は、外郭団体等の設立及び運営に対する松江市（以下「市」という。）の関わり方の適正性及び透明性を確保し、外郭団体等を通じて実施する施策の効率的かつ効果的な達成を図るための基本事項を定める。

(定義)

第2条 この基本方針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 外郭団体等 市組織の外部にあって、市がその設立に主体的に関わり、市が果たすべき役割を補完し、又は市との連携により市の事務に関連する事業を行う団体であって、次のいずれかに該当するものとして別表に掲げるものをいう。
 - ア 市が行う資本金又は基本財産の出資又は出せん（以下「出資等」という。）の割合が25%以上である団体
 - イ 市から負担金、補助金（助成金、利子補給その他これらに類するものを含む。）、委託料（随意契約及び非公募による指定管理の指定に係るものに限る。）その他これらに類するものを合計で毎年度1千万円以上支出している団体
- (2) 出資法人 市が出資等を行う法人のうち、外郭団体等に該当しないものをいう。
- (3) 外郭団体等に対する支援等 市が行う外郭団体等設立時における出資等の財政的支援及び指導・助言、市が行う外郭団体等の運営に対する財政的・人的支援及び便益供与並びに指導・助言を総称していう。

(外郭団体等に対する市の役割の基本方針)

第3条 市の外郭団体等に対する市の役割の基本方針は、次のとおりとする。

- (1) 財政的な支援 市は独立した主体である外郭団体等の経営及び事業における自主性を尊重し、当該外郭団体等を通じて実現しようとする行政目的達成のために行う財政的支援は、必要最小限のものとする。ただし、健全経営に特に課題があると市が判断する場合には、経営改善等について必要な助言、指導を行う。
- (2) 人的な支援 本市職員の外郭団体等への派遣、特別職を含む本市職員の団体役員等への就任については、必要最小限のものとする。特に、公募により指定管理者となる外郭団体等には職員の派遣は行わない。
- (3) 情報の公開 外郭団体等に対する支援等について、市は情報の公表、提供等による情報の公開を行わなければならない。この場合において、外郭団体等の作成した事業、財務等に関する情報についても取得に努め、公開しなければならない。

第2章 外郭団体等に対する市の関わり方の方針

(既存の外郭団体等の廃止等に対する取扱いの基準)

第4条 既存の外郭団体等の廃止、統合又は経営形態の変更等の基準は、次のとおりとする。

- (1) 外郭団体等の廃止 次の場合は、法人の廃止、民営化又は市の外郭団体等の運営に対する支援等の廃止を検討する。
 - ア 設立目的を達成した場合
 - イ 設立目標が達成できないことが確定した場合
 - ウ 設立目標が外部的要因により達成若しくは消滅した場合
 - エ 外郭団体等の行う事業の大半の事業と同種又は類似の事業を行う民間法人がある場合
 - オ 運営費補助、随意契約による委託及び職員派遣を現在行っておらず、将来もこれらが不要と見込まれる場合
- (2) 類似・同種団体の統合 類似又は同種の事業を行う外郭団体等は、他の外郭団体等又は出資法人との統合を検討する。
- (3) 適切な経営形態への変更 社会情勢の変化により、外郭団体等が主として行う事業が、収益事業となった場合は、次に掲げる措置又は適切な経営形態への変更その他必要な措置を検討する。
 - ア 当該収益事業の民間法人への譲渡
 - イ 本市所有株式の整理、売却
 - ウ 株式会社などの経営形態への変更
 - エ 出えん金の縮減

(外郭団体等の設立に対する取扱いの基準)

第5条 外郭団体等の設立に対する取扱いの基準は、次のとおりとする。

- (1) 民間法人の優先 外郭団体等を設立して行わせようとする事業と同種又は類似の事業を行う民間法人がある場合は、その事業は、当該民間法人に対する事業の委託、事業費補助等（以下「事業の委託等」という。）により実施することとし、外郭団体等の設立は、民間法人に対する事業の委託等ができないときに限り、行うものとする。
- (2) 施設管理を行う外郭団体等の不設立 公の施設の指定管理等市の施設管理を行うことを主たる目的とした外郭団体等は設立しない。
- (3) 既存外郭団体等の活用 外郭団体等に行わせようとする事業と同種又は類似の事業を行う他の外郭団体等がある場合は、その事業は、事務の委託等により当該他の外郭団体等に行わせるものとする。
- (4) 外郭団体等の廃止等の事由の明示 外郭団体等を廃止するときは、外郭団体等の行う事業に係る行政需要の低下、社会情勢の変化、事業の終了など、外郭団体等の廃止の事由及び時期をできる限り明示するものとする。
- (5) 外郭団体等設立のコスト比較 外郭団体等を設立するときは、独立採算を基本とし、外郭団体等の中・長期の収支計画は、市の補助金、委託料等市の支出に依存したものとしてはならない。この場合において、市は、設立時からの中・長期にわたり支出が見込まれる

外郭団体等への委託料、補助金の支出その他外郭団体等に対する財政支出の総額を、市が直接実施するコスト又は市が事業の一部若しくは全部の委託により行うと仮定したコストを比較しなければならない。

- (6) 支援等可能な出資等の割合 外郭団体等に出資等を行う場合は、市の外郭団体等の運営に対して必要な措置を求めることが可能となる25%以上とし、25%に満たない出資等を行わない。追加で出資等を行う場合も同様とする。
- (7) 市の支援の上限の設定等 外郭団体等を設立する際に市の支援の内容・方法及びこれらの程度と上限の取り決めを行うなど、市と外郭団体等との支出の負担及びリスク分担の明確化を図るものとする。

(外郭団体等の運営に対する取扱いの基準)

第6条 外郭団体等の運営に対する取扱いの基準は、次のとおりとする。

- (1) 出資割合の変更 市が関与すべき度合いが設立時と大きく異なっている場合には、出資等の引揚げ、追加の出資等などによる外郭団体等に対する出資等の割合の増減を検討する。
- (2) 行財政への影響の予防措置 外郭団体等の経営状況悪化により、多額な借入金、累積欠損等を抱えて破綻し、市民サービスの提供及び市の財政運営に悪影響を及ぼすことのないよう、経営健全化のための指導・助言その他必要な予防措置を講じるものとする。
- (3) 市の支援の上限の設定等 今後の市の支援の内容・方法及びこれらの程度と上限の取り決めを行うなど、市と外郭団体等との支出の負担及びリスク分担の明確化を図るものとする。
- (4) 出えん金等の管理 一般社団法人及び一般財団法人に対して、市が拠出した出資金又は出えん金は、基本財産として定款に定めるとともに、安全、確実な管理運用を行うよう指導する。定期預金、国債及び地方債以外の運用を行う場合は、市に対して事前に通知するものとする。
- (5) 経営形態の変更等への対応 外郭団体等が経営形態の変更など重要な定款の変更を行う場合は、変更後の法人格、役員、機関及び事業の公益性等について把握するとともに、市の関与について検証し、必要な見直しを行うものとする。

(外郭団体等に対する補助金支出等の基準)

第7条 外郭団体等に対して行う、補助金の支出及びその他の財政支援の基準は、次のとおりとする。

- (1) 運営費補助 運営費に対する補助金の支出は、その支出が公益上必要がある場合に限り、次に掲げる外郭団体等に対してのみ行うことができる。この場合において、法人税等の納付状況、社会情勢の変化、同種又は類似の活動を行う民間法人の設立状況その他活動内容全般を考慮し、補助の対象、補助金の金額等は、毎年度見直しを行うものとする。

ア 一般社団法人及び一般財団法人のうち、市の出資等の割合が50%以上かつ事業費全体における公益目的事業費の割合が50%以上の外郭団体等

イ 社会福祉法人松江市社会福祉協議会

- ウ その他市長が特に必要があると認めた外郭団体等
- (2) 使用料の減免 外郭団体等に対する使用料の減免措置は、外郭団体等に対する運営費補助とみなし、前号の運営費補助に準じた取扱いとする。

(外郭団体等の債務保証及び外郭団体等のための損失補償の基準)

第8条 外郭団体等の債務保証及び外郭団体等のための損失補償の基準は、次のとおりとする。

- (1) 外郭団体等に対する債務保証は、その名称のいかんにかかわらず、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第25条の規定に基づき、土地開発公社に対してのみ行うものとする。
- (2) 外郭団体等のための損失補償は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律（昭和21年法律第24号）第3条の規定に抵触しない内容で、かつ、やむを得ない場合において行うこととし、その範囲は最小限度としなければならない。この場合において、市の出資等の割合が50%未満の外郭団体等のためには、新たな損失補償は行わない。
- (3) 債務保証及び損失補償を行う場合は、その内容、範囲及び理由を明らかにし、予算で債務負担行為を定めなければならない。

(外郭団体等との契約等の基準)

第9条 市が外郭団体等との間で締結する契約及び指定管理者の指定の基準は、次のとおりとする。

- (1) 競争入札の実施 市が外郭団体等と契約を締結する場合は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項及び松江市財務規則（平成17年松江市規則第47号）別表に定める場合を除き、競争入札を行うものとする。
- (2) 公募による指定管理者の指定 公の施設の指定管理者の指定は、指定の更新の都度見直しを行い、別に定める場合を除き、公募により行うものとする。この場合において、公募によらずに指定管理者の指定を行うときは、その理由を明示することとする。

(職員派遣の基準)

第10条 外郭団体等の事業（常勤の役員の事務を含む。）に従事するための市職員の派遣（以下「職員派遣」という。）の基準は、次のとおりとする。

- (1) 職員派遣は、外郭団体等の業務の全部又は一部が、市の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ、市がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要である場合にのみ行うものとする。

ただし、市職員（管理職手当への受給対象者を除く。）が、民間の経営等を学ぶために行う派遣研修は、この限りでない。

- (2) 前号の場合において、市長は、職員派遣に係る市職員の使命及び行うべき事務を明らかにしなければならない。

(市職員の役員等就任)

第11条 市職員の外郭団体等の役員及び評議員就任（前条に規定する場合を除く。以下「役員等就任」という。）の基準は、次のとおりとする。

- (1) 役員等就任は、役員及び評議員として当該外郭団体等の経営に関わることが、市の健全な行財政運営又は市民福祉の向上を図るために必要であると市長が認める場合にのみ行うものとする。
- (2) 役員等就任は、最小限度のものとしなければならない。
- (3) 役員等就任の期間は、当該外郭団体等の業務に関連する市の職にある間を上限とする。

(細目)

第12条 この基本方針の施行に関し必要な事項は、行財政改革を所管する部長が定める。

附 則

(施行日)

- 1 この基本方針は、平成28年4月1日から施行する。
(松江市外郭団体等のあり方に関する基本方針の廃止)
- 2 松江市外郭団体等のあり方に関する基本方針（平成22年7月制定）は、廃止する。

附 則

この基本方針は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この基本方針は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

外郭団体等名

- 1 松江市土地開発公社
- 2 公益財団法人 松江市観光振興公社
- 3 公益財団法人 松江市スポーツ・文化振興財団
- 4 一般財団法人 宍道湖西岸森と自然財団
- 5 株式会社玉造温泉ゆうゆ
- 6 株式会社サンライズ美保関
- 7 公益財団法人 松江スポーツ協会
- 8 一般財団法人 島根県東部勤労者共済会
- 9 社会福祉法人 松江福社会
- 10 社会福祉法人 松江市社会福祉協議会
- 11 一般社団法人 松江観光協会
- 12 公益社団法人 松江市シルバー人材センター
- 13 公益財団法人 松江市学校給食会